

税金の基礎知識（その2）

D分野は、リタイアメントプランニングが中心テーマです。その主な中身は、年金の受け取り方とそれに関する税金になります。前回に引き続き今回も、税の基礎知識についてお話しします。前は退職所得でしたが、今回は公的年金等です。公的年金等との比較として、私的年金に関する税についても出題されますので、私的年金に関する知識も必要になります。

年金に関する税は、タックスアンサー「No. 1600 公的年金等の課税関係」と「No. 1610 保険契約者(保険料の負担者)である本人が支払を受ける個人年金」を参照します。

タックスアンサー 「No. 1600 公的年金等の課税関係退職所得となるもの」から

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>

1. 課税方法

公的年金等は、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。この雑所得となる主な公的年金等は、次のものです。

- (1) 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
- (2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金
- (3) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で(1)に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

ここで公的年金等が例示されていますが、確定拠出年金から受け取る老齢給付金については明示されていません。

そこで、「源泉徴収のあらまし」の説明を見ると次のように明示されています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2009/data/04/index.htm>

第4 公的年金等の源泉徴収事務

II 公的年金等の範囲

公的年金等とは、次に掲げるものをいいます（所法 353、所令 82 の2）。

- イ 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、独立行政法人農業者年金基金法及び旧船員保険法の規定に基づく年金、指定共済組合が支給する年金、旧令共済退職年金、廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金、石炭鉱業者年金
- ロ 恩給（一時恩給を除きます。）及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金（廃止前の国会議員互助年金法に規定する普通退職年金及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金を含みます。）
- ハ 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給される年金、特定退職金共済団体の支給する年金、外国年金、中小企業退職金共済法に規定する分割払の方法により支給される分割退職金、小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく分割共済金、適格退職年金及び確定拠出年金法に基づいて企業型年金規約又は個人型年金規約により老齢給付金として支給される年金

(注)

- 1 転籍者に対して転籍前の法人から転籍後の法人との給与条件の較差を補てんするために支給される較差補てん金は、公的年金等ではなく給与所得とされます（所基通 35－7）。
- 2 死亡後に支給期（次のⅢの公的年金等の収入すべき時期をいいます。）の到来する公的年金等のうち相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課されません（所基通 9－17）。

確定拠出年金制度による年金（老齢給付金）も公的年金等に含まれることが判ります。
タックスアンサー№1600 に戻ります。

2. 公的年金等からの源泉徴収

公的年金等の支払を受けるときは、原則として収入金額からその年金に応じて定められている一定の控除額を差し引いた額に 5.105% を乗じた金額が源泉徴収されます。

（注）平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

ここでポイントになるのが、「控除額」と「税率（5.105%）」です。

3. 公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = (a) \times (b) - (c)$$

公的年金等に係る雑所得の速算表（平成 17 年分から令和元年分まで）

年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65 歳未満	（公的年金等の収入金額の合計額が 700,000 円までの場合、所得金額はゼロとなります。）		
	700,001 円から 1,299,999 円まで	100%	700,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円
	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円
65 歳以上	（公的年金等の収入金額の合計額が 1,200,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）		
	1,200,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,200,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円
	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円

（注）例えば 65 歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が 350 万円の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

$$3,500,000 \text{ 円} \times 75\% - 375,000 \text{ 円} = 2,250,000 \text{ 円}$$

この計算などは、そのまま出題されておかしくない数値例になります。異なる収入額で計算できるように練習しておきましょう。

次に、「タックスアンサーNo.1610 保険契約者(保険料の負担者)である本人が支払を受ける個人年金」に移ります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1610.htm>

個人年金保険契約に基づき支払を受ける年金の課税関係は、保険料の負担者及び年金の受取人が誰であるかにより、課税関係が異なります。

1. 保険料の負担者と年金の受取人が同一人の場合

- (1) 保険料の負担者と年金の受取人が同一人の場合には、公的年金等以外の雑所得として所得税が課税されます。

雑所得の金額は、その年中に支払を受けた年金の額から、その金額に対応する払込保険料又は掛金の額を差し引いた金額です。

- (2) 年金が支払われる際は、次により計算した所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。

$(\text{年金の額} - \text{その年金の額に対応する保険料又は掛金の額}) \times 10.21\%$

ただし、年金の年額からそれに対応する保険料又は掛金の額を控除した残額が25万円未満の場合には、源泉徴収されません。

- (注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

この説明がいわゆる個人年金の説明になります。公的年金等と比較する上でポイントになるのが、「控除額」に該当する箇所（その金額に対応する払込保険料又は掛金の額）と「税率」（10.21%）です。

2. 保険料の負担者と年金の受取人が異なる場合

- (1) 保険料の負担者と年金の受取人が異なる場合には、保険料負担者から年金の受取人に対して、年金を受け取る権利が贈与されたものとみなされ、給付事由発生時点で贈与税が課税されます。

なお、毎年支払を受ける年金（公的年金等以外の年金）に係る所得税については、年金支給初年は全額非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により計算（注）します（詳細はコード1620を参照してください。）。

（注）実際に贈与税の納税額が生じなかった場合も上記の方法で計算します。

- (2) 年金が支払われる際には、所得税は源泉徴収されません。

（注）平成24年12月31日以前に支払われる場合には、上記1(2)と同じ方法で源泉徴収されます。

（所法35、207～209、所令183～186、326、相法6、復興財確法28）

これは贈与税の範疇になりますが、念のため 記載しておきました。

年金の受取りに係る税金の知識として、公的年金等とそれ以外の年金（個人年金）についてお話をしました。ポイントは、「控除額」と「税率」になります。試験前に一度確認されることをお勧めします。

一社）企業年金・個人年金 教育者協会